

## 看護基礎教育と卒後研修(新人看護職員)の位置づけについて

### これまでの指摘

#### 1. 新たな看護のあり方に関する検討会報告書

(平成 15 年 3 月 24 日 厚生労働省医政局)

「卒後の教育研修についても、更に充実し、専門性を高めていくことが必要であり、技術研修をどのようにとり入れていくか、制度化を含めて検討することが課題である」

#### 2. 看護基礎教育の充実に関する検討会 これまでの議論の中間的な取りまとめ

(平成 19 年 2 月 5 日 厚生労働省医政局)

「看護基礎教育で習得する看護技術と臨床現場で求められるものとのギャップに関する問題は、看護基礎教育の充実だけではなく、卒後に臨床現場にスムーズに移行していきけるような研修を、就業する際に行うことが効果的な場合もあると考えられることから、看護基礎教育と卒後研修の適切な役割分担を含め、卒後教育についても視野に入れた看護基礎教育の検討が必要である」

#### 3. 看護基礎教育の充実に関する検討会報告書

(平成 19 年 4 月 16 日 厚生労働省医政局)

「身体侵襲を伴う看護技術に関しては無資格の学生が実施できる範囲が限られていることから、看護基礎教育で教育すべきことと卒後の研修等ですべきことは区別して考え、新人看護職員の研修についても検討する必要がある」

### 新人看護職員研修の位置づけ (イメージ)

